# 2026年度 一本杉キャンパス防災体制（小・中学校）

## ◆学校防災体制の整備

(1)平常時【一本杉キャンパス危機管理委員会】
- ◎委 員 長：理事長(学院統括調整役)
- ◎委　　員：小・中学校長、高等学校長、事務長
- ◎事 務 局：法人事務局長
- ◎委 員 会：防災管理委員会、防災教育委員会、組織活動委員会

(2)点検

◆施設及び設備等の安全点検　◆非構造部材の点検　◆避難経路避難場所の点検

(3)避難訓練 － 保護者との連携を取りながら、瞬時に判断できる力を養成する

一律ではない訓練の実施　学級単位／登下校時／特別支援の必要な生徒

様々な訓練　緊急地震速報に対応する訓練／身の安全を守る訓練／安全な場所に移動する訓練

保護者への引き渡し訓練

(4)教職員研修　避難訓練において、下記発生時の危機管理に即して訓練を実施する

## ◆災害発生時の危機管理

対策本部の設置【一本杉キャンパス災害対策本部】
- ◎本 部 長：理事長(学院統括調整役)
- ◎副本部長：小・中学校長、高等学校長、事務長
- ◎本部役員：法人事務局長
- ◎各　　班：法人事務職員が担当

《小中学校対策本部》

対策本部
- 本部長　鹿野紀幸(校長)
- 副本部長　大坂美樹子(教頭)
  高橋弘明(法人局長)
  小形英雄(次長兼事務長)
- 本部役員　早坂愛(教務部長)
  石井正浩(防災主任)
  摺澤みや(養護教諭)

総務班
- 班長　教務部長 早坂愛
  熱海主幹
  法人/小形事務局次長
  保角広報課長

安全支援班
- 班長　大澤寛子
  石澤・富田・山口
  各学級担任

救護班
- 班長　養護教諭 摺澤みや
  中村、橋詰、福士

巡視・応急復旧・安全・消化班
- 班長　石井正浩
  深瀬・ネイト
  法人/萱場事務長補佐
  佐藤(秀)・畑山・鈴木

搬出班
- 班長　佐藤健
  中村・加藤(淑)
  法人/庄司・猪股・佐々木・
  佐藤(光)・加藤

◆防災委員会は、警報等が発令された場合は警戒本部、災害が発生した場合は対策本部となる。
(不審者対応も含む)

◆保護者や自治体などとの連携
PTA及び自治体の防災組織・近隣自治会との連携にかかわることを協議・調整する。

◆(地震発生後に起こる)二次災害を想定した準備

◆備品・備蓄・・・事務部 管轄

## ◆事後の危機管理

(1)安否確認・・・安否確認　担任による安否確認の内容
非常時参集体制　第一次参集　第二次参集

(2)災害対策本部の設置

(3)待機と引き渡し

① 引き渡しの判断

| 震度など | 判　断 |
|---|---|
| 震度6弱以上<br>(交通機関に混乱が生じている場合/校内での被害が大きい場合) | 保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。時間がかかっても全児童・生徒を学校で保護しておく。 |
| それ以下 | 原則として下校させる。ただし、交通情報など事前によく調査する。 |

② 学校待機の留意点
- (ア) 不安を訴える児童生徒等のために、心のケアができるようスクールカウンセラーと連携を図る。
- (イ) 近隣からの火災やその他二次被害などの対策が十分にとれるようにしておく。
- (ウ) 待機が長時間に及ぶ場合も想定する。

③ 引き渡し手順の明確化

| | 事前準備 | 保護者対応 | 引き渡し | 事後対応 |
|---|---|---|---|---|
| 災害対策本部 | 引き渡し場所の決定<br>候補地<br>(第一講堂)<br>(体育館)<br>(グリーン広場)<br>引き渡しカードの準備<br>児童・生徒を引き渡し場所へ誘導 | 駐車場・駐輪場の案内<br>保護者誘導<br>引き渡し方法の説明<br>学校からの連絡 | 引き渡しカードの確認<br>↓<br>引き渡し<br>↓<br>連絡先の確認<br>↓<br>名簿にチェック<br>↓<br>災害対策本部へ報告 | 引き渡し状況の集約<br>残った児童の保護 |

④ 校外で引き渡す場合
1. 引き渡しが可能かどうか判断する。
2. 学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合とどちらが安全かを判断する。
3. 現地で引き渡す場合は、学校と連絡を取り、保護者に引き取りに来てもらう。方法は校内の引き渡しと同様にする。

(4)安否確認
内容：児童生徒等及び家族の安否・けがの有無
被災状況
居場所(避難先)/連絡先・連絡方法
教職員の参集体制

## ◆教職員による安全確認

(1)情報収集

(2)校舎内安全確認

(3)近辺道路・地域の安全確認

## ◆生徒帰宅・保護者引渡し

保護者等が引き取りに来るまで学校に待機させる

# 2026 年度　一本杉キャンパス防災体制について（高等学校）

## 学校防災体制の整備

日常の安全教育及び安全管理を推進し、また、災害等が発生した場合においても速やかに児童生徒等の安全確保を図る。

### ◆平常時

【一本杉キャンパス危機管理委員会】

◎委員長：理事長

◎委　員：小中学校校長、高等学校校長、事務長

◎事務局：法人事務局長

◎委員会：防災管理委員会、防災教育委員会、組織活動委員会

**防災管理**

＜マニュアル作成＞

① 災害対応マニュアルの作成（副校長、教頭、防災担当）

・地震発生状況や発生時間に応じた実践的な対応を検討・整理する。

・生徒の安否確認の方法について検討・整理する。

・非常時下校体制の整備と周知について検討整理する（学校待機・引渡し・集団下校等）。

・関係機関への連絡体制を明確にする。

② 授業再開に向けた対応マニュアルの作成（副校長、教頭、教務部長）

・生徒の状況把握

・校舎など施設・設備の復旧　　私学・公益法人課との連絡・協議・調整

・登校日の設定など学校再開までの日程調整

＜施設設備の点検・整備＞

① 学校施設の安全点検・整備（次長・事務長・教頭・事務・営繕担当）

・石油倉庫や薬品保管庫等の危険物保管所、校地内及び校地内の設備全般についての点検を定期的に実施する。
（定期・臨時・日常の点検）。

・転倒防止、落下防止の安全器具の設置を徹底する。

・避難通路確保のために物品を整理し、ものを置かない。

＊消防法第 8 条第 1 項及び同法施行令第 4 条第 2 項に基づく点検

＊学校保健安全法施行規則第 28 条・29 条に基づく点検・整備

＊学校建築物等保全点検（6 月、12 月）にて点検

② 防災上必要な用品等の点検・整備（副校長・教頭・防災主任・事務）

・支援物資（災害用資機材）の保管場所、内容及び個数等を定期的に確認する。

＜避難方法＞

○ 避難経路・避難場所の設定及び確認（防災主任・次長・事務長）

・地震発生状況（在校時、登下校時等）に応じた適切な避難方法と避難場所（第一次避難場所、第二次避難場所）を設定し、児童生徒・保護者・教職員の共通認識をもつようにする。

・各地区の整列体制、集団下校、引き渡しの実際について訓練する。

＜組織の整備＞

① 学校災害対策本部

② 教職員の非常配備計画　＊非常 1 号配備（震度 5 弱）管理職等

＊非常２号配備（震度５強）管理職・コース長、学年主任等
＊非常３号配備（震度６弱以上）全教職員配備
＊震度６弱以上の場合、交通機関の混乱、大きな校内被害が予想される。
児童生徒の安全を考え、保護者が迎えに来るまで学校で保護。

③　情報・連絡体制の整備

・円滑な情報伝達体制の組織を整備する（情報発信窓口の一本化）。
・一斉送信メール文案を検討するなど、的確な情報発信をはかる。
・災害時に連絡すべき機関のリストアップなど、情報連絡体制の整備を行う。
・生徒・保護者への連絡の方法、生徒の安否確認の方法を周知する。
・学校内における情報の管理・連絡体制の整備
・近隣の小・中学校、地域施設や団体等との連携を図る。

## 防災教育

＜防災教育の推進＞　防災主任

・災害発生時に、児童生徒が「自分の身は自分で守る」（自助の力）ことを基本に必要な知識・技能・態度を習得させ、組織的な指導を行う。また、「他の人々と協力して参画する」（共助の力）を育むことを目指し、「具体的な目指す児童生徒の姿」の共通理解を図り指導する。
・地域のために行動できる小中高生、社会参画意識をもつ小中高生の育成を目指す。
・平常時における「防災の力」＋災害時における「災害対応の力」を身につけさせる。この２つを「防災対応力」ととらえ、指導する。
・多様な状況を想定した避難訓練を実施する。

＜研修の実施＞　防災主任

・防災教育全体計画及び年間指導計画の整備を進める。自分づくり教育との関連を図る。
・災害安全に関する校内研修を実施する。
・災害等対応マニュアルの読み合わせを行う。
・地域防災訓練や防災に関する研修会へ参加したり、「心のケア」に関する研修に実施する。

## 組織活動

＜家庭・ＰＴＡ・地域との連携＞　副校長・教頭・次長・事務長

・あらゆる機会を活用して、学校防災計画の内容や災害発生時の生徒の安全確保、学校の対応を周知する。
・ＰＴＡと災害時の協力体制、緊急連絡方法等の協議
・非常時下校体制について事前に保護者へ周知確認し、安全確保を図る。
・地域の防災訓練や避難所開設訓練へ協力するとともに、近隣校や地域団体との連携を図る。
・非常時下校体制や登下校時における非常時対応について、保護者に周知。

## ◆災害発生時の危機管理

【一本杉キャンパス災害対策本部】

◎本部長：理事長

◎副本部長：小中学校校長、高等学校校長、事務長

◎本部役員：法人事務局長

◎各班：法人事務職員が担当

【学校別災害対策本部】

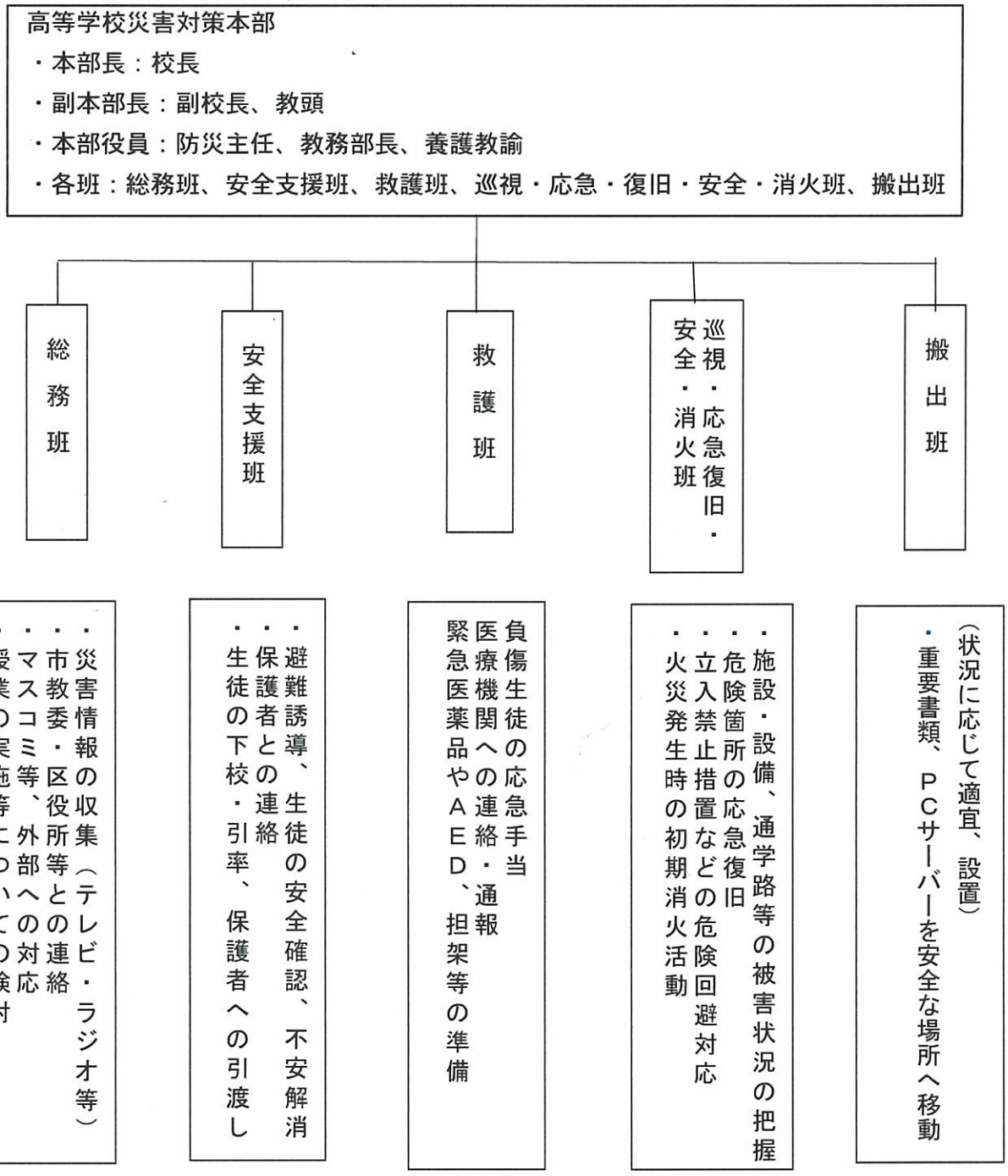


◆事後の危機管理

（1）安否確認…安否確認　担任による安否確認の内容
　　非常時参集体制　第一次参集　第二次参集

（2）災害対策本部の設置

（3）待機と引き渡し

①　引き渡しの判断

〈震度６弱以上：交通機関に混乱が生じている場合、校内での被害が大きい場合〉

保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。時間がかかっても全児童・生徒を学校で保

護しておく。

なお、高校生に関しては、災害時の下校先が学校近隣地で、その安全が確保されている地域の場合、緊急連絡カードにおいて下校を認める意思表示をしている家においては、保護者等との確認のうえで下校の了解が得られれば下校を認める。

〈それ以下の場合〉

原則として下校させる。ただし、交通情報等を事前に調査する。

② 学校待機の留意点

（ア） 不安を訴える生徒等のために、心のケアができるようスクールカウンセラーとの連携を図る。

（イ） 近隣からの火災やその他二次被害などの対策が十分に取れるようにしておく。

（ウ） 待機が長時間に及ぶ場合も想定する。

③ 引き渡し手順の明確化

〈事前準備〉

引き渡し場所の決定　◎候補地　講堂　体育館　グリーン広場

引き渡しカードの準備

生徒を引き渡し場所へ誘導

（保護者対応）

駐車場・駐輪場の案内　保護者誘導引き渡し方法の説明　学校からの連絡

（引き渡し）

引き渡しカードの確認⇒引き渡し⇒連絡先の確認⇒名簿にチェック⇒

災害対策本部へ連絡

④ 校外で引き渡す場合

1. 引き渡しが可能かどうか判断する。
2. 学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合とどちらが安全か判断する。
3. 現地で引き渡す場合、学校と連絡を取り、保護者に引き取りきてもらう。方法は校内と同様とする。

（4）安否確認

内容：生徒および家族の安否・けがの有無

被災状況

居場所（避難先）・連絡先・連絡方法

教職員の参集体制

◆教職員による安全確認

（1）情報収集（2）校舎内安全確認　（3）近辺道路・地域の安全確認

◆生徒帰宅・保護者引き渡し

（A）本学院小中高等学校に在籍する兄弟姉妹がいる児童生徒

（B）保護者等が引き取りに来るまで学校に待機させる生徒

（C）保護者等と確認の上で下校させる生徒　学校周辺～東華、五橋、八軒、南小泉、蒲町

# いじめ防止・虐待防止基本方針、ハラスメント防止ガイドライン

## １．基本理念

本学院は、「キリスト教的人間観に基づく人格形成」を教育の使命とし、すべての児童・生徒が、神から与えられたかけがえのない存在として尊重され、安心して学び、成長できる学校づくりを目指す。

いじめ、虐待、ハラスメントは、児童・生徒の人格・尊厳・生命を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。

本学院は、建学の理念である「信・望・愛」に基づき、互いを尊重し、弱い立場にある人を守り、支え合う共同体を築くことを教育活動の根幹に据える。

また、すべての教職員は、「児童・生徒の安全を守る責務」「人権を尊重する責務」「いじめ等を見逃さない責務」を有することを自覚し、家庭・地域・関係機関と連携しながら、いじめ等の未然防止、早期発見、早期対応に組織的に取り組む。

## ２．いじめの定義

本方針における「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法」第２条に基づき、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、いじめの認定にあたっては、行為者の意図・一回限りか継続か・力関係の有無のみで判断することなく、被害生徒の立場に立って判断する。

## ３．本学院の基本姿勢

本学院では、聖書に示される「隣人を自分のように愛しなさい」という教えに基づき、「他者の尊厳を守ること」「苦しむ人に寄り添うこと」「弱い立場の人を支えること」を大切にする。

また、いじめ防止は、「悪いことをしない」という消極的な指導にとどまらず、「思いやりを持つ」「違いを認め合う」「困っている人を支える」「正しいことを勇気をもって行う」という積極的な人格形成を通して実現されるものである。

## ４．いじめ防止等対策委員会

（１）設置　「いじめ防止等対策委員会」の設置。

（２）構成　校長（委員長）、副校長、教頭、生徒指導部長、コース長、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、必要に応じて関係教職員、必要に応じて外部専門家（医師・弁護士・外部カウンセラー等）

（３）役割

① 学校基本方針の策定・見直し　② 未然防止教育の推進　③ いじめ事案への組織的対応
④ 被害生徒の保護支援　⑤ 加害生徒への指導・成長支援　⑥ 保護者との連携
⑦ 関係機関との連携　⑧ 教職員研修の実施　⑨ 重大事態への対応　⑩ 再発防止策の検討

## 5．未然防止

（1）生徒への教育

年間を通して、命の尊さ・人権尊重・多様性理解・情報モラル・SNS 利用・他者理解・アサーション（自分も相手も大切にする自己表現）・傍観者にならない勇気について発達段階に応じた教育を行う。

（2）学級・学校づくり

教職員は、心理的安全性を意識し、・安心して話せる学級・間違いを認め合える雰囲気・相談しやすい人間関係づくりに努める。

（3）インターネット・SNS への対応

インターネット上のいじめやトラブルについて、・SNS・メッセージアプリ・動画投稿・ゲーム内チャット・AI 生成画像等を含めた情報モラル教育を実施する。また、必要に応じて保護者への啓発も行う。

## 6．早期発見

（1）基本姿勢

いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうるという認識のもと、些細な変化を見逃さない。

（2）具体的取組

アンケート/個人面談/日常観察/保健室・相談室との連携/欠席・遅刻・表情変化等の把握　を組織的に行う。

（3）相談窓口

生徒は、担任、学年主任、コース長、養護教諭、スクールカウンセラー、管理職、その他信頼できる教職員へ相談できる。また、保護者、友人、教職員からの相談・情報提供についても真摯に対応する。

## 7．いじめへの対応

（1）基本原則

いじめの通報・相談を受けた場合、特定の教職員が抱え込まず、速やかに組織的対応を行う。

（2）被害生徒への対応

安全確保を最優先する/心理的ケアを行う/安心して学べる環境を整える/継続的な見守りを行う

（3）加害生徒への対応

加害行為について適切に指導するとともに、背景理解、心の成長、人間関係改善を支援する。必要に応じて別室対応・出席停止・関係機関との連携を行う。

（4）保護者との連携

被害・加害双方の保護者に対し、事実確認状況、学校の対応、今後の支援方針について丁寧に説明する。

（5）記録

すべての対応について記録を残し、組織的共有を行う。

## 8．重大事態への対応

以下の場合は、重大事態として対応する。

生命・心身への重大被害/長期欠席/SNS 等による深刻被害/警察介入案件/保護者から重大事態の申し立てがあった場合

重大事態が発生した場合は、学校法人、関係機関、必要に応じ第三者と連携し、法令等に基づき調査を実施する。

## ９．生徒虐待防止

（１）基本姿勢

生徒虐待は重大な人権侵害であり、学校は虐待の早期発見・早期対応に努める。

（２）対象

身体的虐待/心理的虐待/性的虐待/ネグレクト/面前 DV　を含む。

（３）対応

虐待の疑いがある場合は、速やかに管理職へ報告し、児童相談所等へ通告する。

なお、通告は児童虐待防止法に基づくものであり、守秘義務違反にはあたらない。

## １０．ハラスメント防止

本学院は、すべてのハラスメントを重大な人権侵害として認識する。

対象には、セクシュアルハラスメント/パワーハラスメント/アカデミックハラスメント/性的マイノリティに関する差別/SNS 上のハラスメント/モラルハラスメント/カスタマーハラスメント　等を含む。

（１）相談体制

相談は、本人、保護者、友人、教職員等から受け付ける。相談者・関係者のプライバシー保護を徹底する。

（２）対応原則

被害者保護/迅速対応/公平な調査/再発防止　を基本とする。

## １１．教職員の責務

教職員は、体罰、暴言、威圧的指導、差別的言動を行ってはならない。また、人権教育、情報モラル、発達特性理解、性暴力防止、危機管理等について継続的に研修を受ける。

## １２．年間計画

4 月　基本方針確認

6 月　ストレスチェック①

9 月　いじめ・ハラスメントに関するアンケート

11 月 ストレスチェック②

2 月　１年間のいじめ・ハラスメントに関する報告

その他、必要に応じて随時アンケートや面談等を実施し、早期発見に努める。

## １３．終わりに

本学院は、一人ひとりの児童・生徒を、神から与えられた尊い存在として受け止める。

「信・望・愛」の精神のもと、「自分を大切にすること」「他者を大切にすること」「困っている人に手を差し伸べること」を大切にしながら、安全で安心できる学校づくりを進めていく。